教育課程又は教員組織に関する重要な変更に対する評価結果への付記事項

公共政策系専門職大学院名	認証評価申請年度	認証評価時の認定
明治大学専門職大学院 ガバナンス研究科ガバナンス専攻	平成28年度	適合

公共政策系専門職大学院基準の大項目	公共政策系専門職大学院基準の評価の視点	付記事項	
		<変更前>	<変更後>
教育内容・方法・成果	子位党与方針を踏まるに教育課程の編成・美胞方針に基づさ、理論と実務の処権教育である古に知音し、地に現げる東頂を映	公共経営、法律技術、開発政策・経	変更後においては、政治・行政・政策 系の基幹科目 (A群)、経営・経済・ 財政系の基幹科目 (B群)、政策研究 (C群)、特別・特殊研究 (D群)か らなる教育課程を編成している。
	2-9 課程の修了認定に必要な在学期間・修得単位数を法令上の規定 に即して適切に設定していること。(「専門職」第2条第2 項、第3条、第15条)	修了要件は、①2年以上の在学、②所 定の授業科目から40単位以上の修得、	変更後の修了要件は、①2年以上の在学、②所定の授業科目から40単位以上の修得(新たに設置したA群及びB群からそれぞれ4単位以上を含む)、③リサーチペーパーの合格とされた。
教員組織		研究者教員9名及び実務家教員6名の	2016年度から2019年度までに専任教員 8名が退職し、8名を新たに採用する という変更があり、その後は研究者教 員7名及び実務家教員8名の計15名の 専任教員を配置している。
		を超えた部分の1名の専任教員につい	上記の変更後の専任教員は、15名すべて1専攻に限り「専任教員」として取り扱われている。
	3-3 法令上必要とされる専任教員数の半数以上は、原則として教授 で構成されていること。(「告示第53号」第1条第6項)	教授数は11名であった。	上記の変更後の教授数は14名である。